

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

様

長久手市福祉部長寿課長

長久手市行方不明高齢者保護ネットワーク事業登録通知書

年 月 日付けにて提出のありました長久手市行方不明高齢者保護ネットワーク事業登録票について、下記のとおり登録したので通知します。

記

1 登録対象者

2 登録番号

3 その他

- (1) 登録者が行方不明になった場合には、まず警察へ連絡してください。その後、長寿課、長久手市社会福祉協議会地域包括支援センター、愛知たいよの杜地域包括支援センターのいずれかへご連絡ください。
- (2) 登録票の内容に変更がある場合は、長久手市行方不明高齢者保護ネットワーク事業登録変更届出書（様式第3号）を提出してください。
- (3) 登録者がご自宅に戻られた場合やご家族が発見・保護された場合には、警察及び長寿課、社会福祉協議会地域包括支援センター、愛知たいよの杜地域包括支援センターのいずれかへご連絡ください。